

マレーシアにおける現地情報

2022年 12月 1日

株式会社フェアコンサルティング

松本 健太郎

1. 源泉税について

マレーシアでは原則として、海外の法人・個人がマレーシア国内で提供した各種サービスに対する支払いに対して、源泉税を納める必要があります。例えば親会社からの借入金の利息や、商標権に対するロイヤルティなどを支払う場合、マレーシアで源泉税の納付義務があります。

源泉税は、サービスの提供を受けたマレーシア法人が、そのサービス費用にかかる一定割合の税金を海外の法人・個人から徴収して、代理人としてマレーシアの税務当局へ納付する制度です。

源泉税の納付は、サービス費用の支払（債権債務の相殺等も含む）のあった日から原則30日以内（※1）に行う必要があります。納付が遅れた場合はペナルティが課されます。また、源泉税を納付していない場合には、そのサービス費用が損金として認められない可能性があります。

（※1）2022年8月から少額源泉税に対する納付猶予が認められています。対象となるのは利息、ロイヤルティ、サービスフィー、動産使用料であり、各取引に係る源泉税額がRM500以下のものが複数ある場合、所定のFormを提出することで6カ月に1度まとめて納付を行うことが可能です。納付期日は、6月～11月までの非居住者への支払分は12月末、12月～5月までの非居住者への支払分は6月末となります。

源泉税が発生する主な取引については以下の通りとなります。

所得の種類	サービス内容	税率 (※2)	課税対象者
① 配当	株主に対する配当	0%	-
② 利息	借入金、社債などに対する利息	15%	左記対価を受け取る非居住者
③ ロイヤルティ	商標権、特許権、デザインまたはノウハウなどに対する対価	10%	
④ 役務の提供	マレーシア国内において提供された科学、産業、営利事業等の分野におけるあらゆる役務に対する対価	10%	

⑤ 動産使用料	動産の使用に対する賃貸料など	10%	
⑥ コントラクトペイメント	開発プロジェクトの請負などに対する対価	13%	
⑦ 芸能人等の収入	舞台での公演やテレビ出演などに対する対価	15%	
⑧ コミッション (※3)	エージェント、ディーラーまたはディストリビューターである個人 (マレーシア居住者) に対するコミッション、インセンティブ等	2%	左記対価を受け取る居住者

(※2) 租税条約を適用することで、税率が下がる可能性があります。

(※3) 2022年1月から源泉税の徴収義務が生じますが、源泉税の徴収対象となるのは、直前の課税年度において同法人から10万リンギット超のコミッション収入があった個人 (マレーシア居住者) に限定されます。

以上の点を踏まえて、特に海外送金を行う際には、源泉税が発生する可能性を念頭に置く必要があります。支払いが漏れた場合にはペナルティや損金不算入など大きな損害が発生する可能性がありますので、もし判断に迷われた場合は弊社へお問い合わせください。

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣 (日本国税理士) ta.aoki@faircongrp.com

松本 健太郎 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com